

●相続税(贈与税)納税猶予の適格者証明 提出書類一覧

【根拠法令】

租税特別措置法第70条の4及び同条の6の規定により。

※相続人が、相続又は遺贈により取得した農地の農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められるものであるという証明。

必要書類		部数	内 容
1	証明願	2	申請書には実印を押印してください 申請者1部・農業委員会控1部
2	土地登記事項証明書	1	・原本(3ヶ月以内)※コピーと原本両方提出の場合は原本返却(原本還付)可、全部事項証明書、インターネットで取得したものは不可
※	・遺産分割協議書の写し ・同意書(法定相続人全員の) ・戸籍謄本 ・相続関係説明図(家系図)	1	相続登記が完了していない場合 上記遺産分割協議書が整っていない場合 法定相続人確認のため
3	印鑑登録証明書	1	申請者及び相続登記が完了していない場合は相続人全員分(写し可)
4	住民票の除票又は死亡届出等の写し	1	死亡日が確認できる書類(市民課で発行)
5	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書の写し	1	都市計画課で発行
6	案内図	1	住宅地図のコピーなど(申請地を赤で記入)
7	公図	1	・申請地を赤で記入。※区画整理地の場合は不要(代わりに仮換地証明書)、インターネットで取得したものは不可
8	委任状	1	代理人が申請する場合
9	その他必要と認められるもの	1	

※証明書等は3か月以内に発行されたものをご用意ください。

【証明書交付までの流れ】

- ①受付締切日 … 原則毎月6日(注)締切最終日が土日、祝日の場合はその前日となります。
- ②証明の決定 … 毎月25日開催の農業委員会総会で決定
- ③証明書の交付 … 申請月の末日

お問い合わせ: 草加市農業委員会 草加市高砂1-1-1 TEL/048-922-0151 内線3691・3692